

# 告示

## 埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、坂戸市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和六年四月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
坂戸市中央地域 交流センター	埼玉県坂戸市千代田一丁目二番三号	坂戸市長	二百八十四人
坂戸市三芳野地域 交流センター	埼玉県坂戸市大字横沼百五十三番地の三	坂戸市長	二百二十九人
坂戸市勝呂地域 交流センター	埼玉県坂戸市大字石井千五百二十六番地	坂戸市長	三百六十人
坂戸市大家地域 交流センター	埼玉県坂戸市大字森戸四百四十五番地	坂戸市長	百九十三人
坂戸市北坂戸地域 交流センター	埼玉県坂戸市伊豆の山町十七番地五十四	坂戸市長	二百五十四人
坂戸市城山地域 交流センター	埼玉県坂戸市西坂戸五丁目三十四番地一	坂戸市長	二百四十七人
坂戸市浅羽野地域 交流センター	埼玉県坂戸市大字浅羽七百七十九番地四	坂戸市長	二百四十人
坂戸市千代田地域 交流センター	埼玉県坂戸市千代田四丁目十二番六号	坂戸市長	二百四十人